

## ひょうご新商品調達に係る認定要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第4号の規定に基づき、新商品の生産又は新役務の提供（以下「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者（以下「事業者」という。）を認定する場合における事務処理に関し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3及び財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第97条の2並びに地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第53条、企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第82条の2、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第92条の2及び兵庫県流域下水道事業財務規則（平成30年兵庫県規則第37号）第23条の規定により読み替えて準用する財務規則第97条の2に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等をいう。

#### (2) 物品等の調達

県が発注する物品の購入若しくは借入れ又は役務の購入をいい、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品並びに製造の請負を除く。

#### (3) 契約担当者

財務規則第2条第1項第8号、企業庁会計規程第2条第1項第7号及び病院局会計規程第2条第1項第9号に規定する者並びに兵庫県流域下水道事業財務規則第16条の規定による読み替え後の財務規則第54条第3項第2号の契約担当者をいう。

### (新商品・新役務の要件)

第3 新商品・新役務（以下「新商品等」という。）とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

#### (1) 次のいずれかに該当するもの

ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく主務大臣の認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画又は知事の承認（旧中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）に基づく承認を含む。）を受けた経営革新計画に基づいて生産するもの

イ 国又は県の助成を受けて開発したもの

ウ （公財）ひょうご産業活性化センター又は同センターが出資するファンドの投融資、又は助成を受けて生産するもの

- エ 兵庫県発明賞受賞製品
- オ ひょうご No.1 ものづくり大賞における各賞受賞製品
- カ 県立工業技術センター又は県内大学との共同研究開発によるもの
- キ 中小企業支援ネットひょうごの支援を受けて生産・提供するもの
- ク 商品の基本特性に特許法による特許が登録されているもの
- ケ 他自治体において地方自治法施行規則第12条の3第1項に基づく認定を受けたもの
- コ 知事が特に必要と認めた商品

- (2) 既に企業化されている商品又は役務（以下「商品等」という。）とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品等と同一の範疇に属するものであっても既存の商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの
- (3) 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するもの
- (4) 市場での流通が十分でなく、価格水準が適正であり、県の機関における直接的な用途が見込まれるもの
- (5) J I S規格等品質及び安全性に関する基準に合致しているもの
- (6) 関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じないもの
- (7) 既に本事業において、認定又は認定しない旨の通知を受けたものでないもの

（申請者の要件）

第4 認定申請できる事業者は、県内に事業所を有し、県税及びこれに付随する延滞金等で滞納がないもので、新商品の生産等をする中小企業者とする。

（認定申請）

第5 認定を受けようとする事業者は、別に指定する期間内に、認定申請書（様式第1号）、応募、実施計画（様式第2号）を知事に提出する。

2 前項の申請書には次の書類を添付する。

- (1) 登記事項証明書（法人に限る）
- (2) 最近2事業年度の決算書及び事業報告（これらが無い場合は、経営状況及び事業内容を記載した書類）
- (3) その他新商品等に関する資料
- (4) 県税の納税証明書（県税及びこれに付随する延滞金等で滞納のないことを証する証明書）

（審査会）

第6 知事は、事業者から認定申請書が提出されたときは、審査会を開催し、地方自治法施行規則第12条の3第1項の規定及び本要綱第3及び第4の規定に適合すると確認した事業者について、認定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は認定しない。

- (1) 実施計画が公序良俗に反する又はそのおそれがあることが明らかな場合

- (2) 実施計画が関係法令に違反している又はそのおそれがあることが明らかな場合
  - (3) 事業者が暴力団員若しくは暴力団密接関係者である場合
- 3 知事は、事業者を認定したときは、認定書（様式第4号）を交付するものとする。
- 4 審査会の設置に関し必要な事項は別に定める。

（認定期間）

第7 認定の有効期間は、認定した日から起算して3年間とする。

（変更の届出）

第8 認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、実施計画のうち、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更届（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 新商品の生産等の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品の生産等の実施時期
- (4) 新商品の生産等の実施方法
- (5) 新商品の生産等の実施に必要な資金の額及びその調達方法（資金の額を2割以上変更する場合に限る。）
- (6) 商号又は名称（認定事業者と同一と認められる場合に限る。）
- (7) 所在地

（認定の取り消し）

第9 知事は、認定事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 認定事業者又は実施計画が第6第1項の規定に適合しなくなったと認められるとき
  - (2) 認定事業者が実施計画に従って事業を実施していないと認められるとき
  - (3) 認定事業者に重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき
  - (4) 認定事業者が第8第1項に規定する変更申請又は第11に規定する報告を行わないとき
  - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者であることが認められたとき
- 2 前項の規定による認定の取り消しにより損失が生じた場合は、認定事業者がその責めを負うものとする。

（認定後の事務等）

第10 契約担当者は、物品等の調達にあたって、認定事業者が生産する新商品等（以下「認定商品等」という。）の購入若しくは借入れに努めるものとする。

- 2 契約担当者は、認定商品等の購入若しくは借入れにあたって、見積書を徴する相手方を認定事業者に限ったうえで随意契約によることができるものとする。
- 3 知事は、認定事業者、認定商品等を公表し、認定商品等の情報提供に努めるものとする。

(報告)

第 11 知事は、必要があると認められるときは、認定事業者に対し実施計画の遂行状況について報告を求めることができる。

2 認定事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、中止届（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

(庶務)

第 12 認定に関する事務については、新産業課において処理する。

(その他)

第 13 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 19 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 20 年 5 月 26 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 21 年 5 月 25 日から施行する。
- 5 この要綱は、平成 22 年 9 月 27 日から施行する。
- 6 この要綱は、平成 23 年 11 月 29 日から施行する。
- 7 この要綱は、平成 25 年 2 月 4 日から施行する。
- 8 この要綱は、平成 25 年 11 月 20 日から施行する。
- 9 この要綱は、平成 26 年 12 月 5 日から施行する。
- 10 この要綱は、平成 27 年 10 月 27 日から施行する。
- 11 この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。
- 12 この要綱は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する。
- 13 この要綱は、平成 29 年 9 月 13 日から施行する。
- 14 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 この要綱は、令和元年 9 月 26 日から施行する。
- 16 この要綱は、令和 2 年 10 月 28 日から施行する。
- 17 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 18 この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。
- 19 この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。
- 20 この要綱は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。